

消防長等が行う聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 5 月 2 2 日

東大阪市長 野 田 義 和

消防長等が行う聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則

消防長等が行う聴聞等の手続に関する規則（平成 9 年東大阪市規則第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 中「殿」を「様」に改める。

様式第 3 及び様式第 4 中「
殿」を「（宛先）
」に、「名あ
て人」を「名宛人」に改める。

様式第 5 及び様式第 6 中「
殿」を「（宛先）
」に改める。

様式第 8 及び様式第 9 中「
殿」を「（宛先）
」に、「名あ
て人」を「名宛人」に改める。

様式第 1 0 中「
殿」を「（宛先）
」に改め、「㊟」を削る。

様式第 1 1 及び様式第 1 2 中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。